

平成26年7月6日

全脊連 役員各位

公益社団法人全国脊髄損傷者連合会

副代表理事 大濱 眞

公益社団法人全国脊髄損傷者連合会
平成26年度第二回業務執行理事会の議事録

- 1、開催場所 新田コミュニティー会館 2階 会議室
東京都江戸川区中葛西 7-17-1 電話：03-5658-7211
- 2、開催日時 平成26年7月1日（火）午後1時～午後7時30分
- 3、理事・監事現在数及び定足数
現在数 19名
定足数 10名
- 4、出席理事数・監事数
出席理事数 11名（スカイプ参加2名含む）
出席監事数 1名（スカイプ参加）
内訳（順不動）
大濱副代表理事 赤城専務理事 古谷理事 玉木理事
佐々木理事 澤藤理事 小島理事 伊藤理事 市川理事
スカイプ参加：珍行理事 小林理事 鈴木監事
- 5、議題
 - 1) 第13回通常総会の総評（第14回通常総会開催について含む）
 - 2) 脊髄損傷者並びに障害者に関する事業
 - 3) 社会保障審議会障害者部会の事業計画
 - 4) 内外の関連団体との連携及び交流
 - 5) 障害者スポーツの振興並びに余暇活動の支援事業
 - 6) 被災労働者と家族の援護、労災補償に関する相談・援助事業
 - 7) 障害者の自立と社会参加に関する情報提供及び啓発事業
 - 8) 会議の開催
 - 9) 会費免除の申請
 - 10) その他
 - I) 就業規則に関して
 - II) 代議員選出について
 - III) 第13回通常総会の登記について
 - IV) 厚生労働大臣表彰について
 - V) 証明書の発行要請について

VI) 全脊連のホームページ閲覧について

VII) 偲ぶ会の開催について（新田元会長）

※ 議長を大濱副代表理事にお願いし進行した。（妻屋代表理事が入院中のため）

※ 業務執行理事会のため、第13回通常総会の議案書 第三号議案 平成26年度事業計画が神奈川総会で承認されたため、その事業計画を実行するためには、どのようにしたら良いか、についてを中心に検討した。

6、会議の概要

1) 第13回通常総会の総評（第14回通常総会開催について含む）について

イ、第13回定時総会神奈川県大会開催について、神奈川県支部の山崎支部長はじめとして、実行委員の方々のお骨折りの結果、問題なく、総会が無事に終了でき、感謝申し上げます。有難う御座いました。との感想でした。

ロ、神奈川県大会では、各種の資料の配布物を“手提げ袋”を活用して、配布したことは、見栄えもよく、持ち運びが簡単で、良かった。

ハ、第14回総会は、輪番制により、近畿東海ブロックの構成支部の大阪府支部で開催する、との表明がされており、ご苦労をおかけしますが、宜しく申し上げます。

二、総会開催の形式内容について、色々な意見が出された。

A、総会は、従来は“式典”“シンポジウム”“総会議事”“懇親会”

“希望者による観光”等々を行ってきた。親睦を図る絶好の機会であるため、従来通りの形式で、開催すべきではないか。

B、従来通りの開催形式で総会を開催するためには、“準備期間が必要”“開催支部の負担が大きい”等があるが、従来通りに行う事で“支部の活性化が図られる”“国会議員・知事・市長の方々が出席する事で知名度が上がる”

等の利点がある。

C、従来通りの形式による総会開催については、開催支部の負担が大きすぎる嫌いがある。したがって、開催の輪番が来ても、手を挙げる支部がない。

第15回総会開催の輪番制では、中四国ブロックが担当ですが、今現在総会開催の目途は立っていない。（財力・人力が不足している、との話があった）

D、全脊連では“通常総会”を開催することは義務づけられている。輪番制による開催であれ、東京開催であれ、どんな形式であれ、総会を開催しないわけにはいかないので、輪番制の継続・廃止・開催形式等について、今後も検討していく。

E、“全国総会を開催しよう”という意欲・意思を持つことがスタートと考え

る。

※ 今回の業務執行理事会では、第14回総会は近畿東海ブロックの意見を尊重し、当然のことながら総会開催の形式は開催ブロック・開催支部の意向で進めていただく事とし、総会開催の準備をお願いする事とした。

2) 脊髄損傷者並びに障害者に関する事業（神奈川総会議案書 27 頁）

イ、ピアサポート相談支援事業に関しては《赤城常務理事》が担当し、この事業を進めていく事とした。

この事業の事業費は 5,455,000 円で全脊連の総事業費の約 30%を占める事業である。

ロ、障害者福祉に関わる調査研究と学習会及び開催事業については《大濱副代表理事》が担当し、全国的に脊損ニュース等を活用し情報提供を行っていく事とした。

ハ、要望活動の実施については7月22日に厚生労働省に出向いて“障害者福祉サービスの地域間格差の解消”“リハビリ期間延長に関する要望”を行う事とした。要望書の作成は大濱副代表理事が作成してくれており、陳情は大濱副代表理事・赤城常務理事・玉木理事・佐々木理事・小島理事・伊藤理事が行う事とした。

尚、“地域間格差”について、具体例（実体例）を挙げていただくよう各県支部をお願いしていたが、具体例の報告はありませんでした。

※ 今回の要望活動（厚生労働省交渉）は本部理事が行い、9月開催予定の“通常理事会の翌日”に都合がつく役員の方々に参加していただき省庁交渉を行う方向で計画していきます。

（本部の財政面を考慮した結果、上記のようにさせていただきたいと考えております）

ニ、脊髄損傷患者の社会参加ガイドブック製作事業については妻屋代表理事・赤城常務理事が中心となり、外部委員の方々に協力願い、調査研究を行い、社会参加ガイドブック Together 6を作成し、提供を行う。

ホ、シンポジウムの開催については第13回定時総会神奈川県大会において“壁なんて破れる”をテーマとして《大日方邦子氏》の講演を行い、脊損ニュースで内容を、近々掲載する予定です。

3) 社会保障審議会障害者部会の事業計画に関しては《大濱副代表理事》が担当し、メール・脊損ニュース等において情報提供を行っていく。

4) 内外の関連団体との連携及び交流については《妻屋代表理事（入院中のため退院後の体調を見ながら）》《大濱副代表理事》《赤城常務理事》《玉木理事》に担当していただき、報告をお願いし、その報告をメール・脊損ニュース等で、お知らせする事とした。

5) 障害者のスポーツの振興並びに余暇活動の支援事業については《佐々木理事》が担当し進めていく事とした。

6) 被災労働者と家族の援護、労災補償に関する相談・援助事業については新任の《古谷理事》に担当していただく事とし、以下のように対応していただけの事となりました。

A、電話相談・ファックス相談は常時（勤務時間中でも）対応してくれる。との事です。

全国労働安全衛生センター連絡会議 事務局長 古谷 様

電話：03-3636-3882 F A X：03-3636-3881

※ 古谷様と全脊連の理事とのパイプ役を設定しておく必要があるため全脊連側の担当者として《大濱副代表理事》《玉木理事》《澤藤理事》の3名にお願いする事とした。

※ 相談する際は『全脊連の会員です』とか『全脊連の〇〇〇で知った』等々をお伝えして、相談して下さい。

※ 相談者は全脊連の会員の方々に限らず、会員の以外の方々も対象です。

B、定期的でなくても、問い合わせ相談に対する“検討会”を随時開催し、より充実した対応をしていきたい。との提案が、古谷理事よりされています。

※ この件について下記報告いたします。

古谷新理事は、全国労働安全衛生センターに勤務されており、勤務時間中に、全国から古谷理事に“問い合わせが行くことが予想される”このため、全国からの電話での相談は、“クッションをおき、中間にどなたか、本部理事担当者を設定する”方向で進める。という方向を、妻屋代表理事と、市川の間で出して、7月1日開催の理事会に臨みました。

結果として、古谷理事より、常時対応していただける事となり、感謝いたしております。

7) 障害者の自立と社会参加に関する情報提供及び啓発事業については《澤藤理事》《小島理事》が担当し「脊損ニュースの発行」「ホームページの充実」を行っていく事とした。

尚、現在も行っているが脊損ニュースの“トピックス欄”をより活用して公益に関する情報提供をメール送信とあわせて行っていく事とした。

※ 脊損ニュースの送付先について、全国にある「社会福祉協議会」に送付してはどうか、との提案があった。

検討した結果、社会福祉協議会に送付する事とした。

8) 会議の開催については、それぞれの開催関係者と市川が連携を取らせていただき“総会開催”“ブロック会議開催”“通常理事会開催”“業務執行理事会開催”等々がスムーズに開催できるようにする、との方向を出した。

9) 会費免除の申請について

千葉県支部の石井支部長より新たに入会した方は“無年金者”である、との理由から会費免除の要請書が提出され、今回の理事会において、この申請を承認する事とした。

10) その他

I) 就業規則について

現在、本部事務所には2名の方に勤務をお願いしております。

今後は、全脊連本部が公益社団法人格を取得したことや、平成23年10月から東京都の最低賃金が自給で869円に改定されたことや、従来結んでいた“労働条件”を変更する必要があるため、赤城専務理事と市川が7月1日午前に事務所に行き、2名と相談した。

今後は、市川が新たな雇用契約書を作成し、進めていく事とした。

II) 第13回通常総会の登記について

第13回通常総会の登記については、玉木理事及び事務所の会田さん・片平さんが書類作成等々を行い東京法務局江戸川出張所及び厚生労働省に対して申請及び報告を行った。との報告があった。

III) 平成26年度の厚生労働大臣表彰について

平成26年度の厚生労働大臣表彰については、妻屋代表理事から、今年度は《小倉國夫氏》を推薦し、書類作成を市川が行うよう指示を受けている。

この報告を今回の理事会に行い、書類作成を行い、厚生労働省に提出する運びとした。

尚、提出するに当たっては、厚生労働省の書式に則って、書類を作成するため、澤藤理事にお願いし提出いたします。

IV) 代議員選挙実施に関する各県支部への要請について

第13回通常総会神奈川県大会において新たな定款が承認されました。このことは、従来総会に出席し議決権を有する“社員”は団体加盟会員(=支部長)でしたが、今後は、各県支部の選出により、選出された代議員の方が総会に出席し議決権を行使する、との方向で進むため、各県支部において代議員選挙を実施し、そ

の代議員の方の“氏名”を本部に連絡して下さい、との要請を行うもので、この件についての担当者は玉木理事にお願いし、進めていく事とした。

V) 証明書の発行について

全脊連本部では平成18年5月1日付けで(株)インター・アート・コミッテーズと業務提携契約を結んで「障害のある人のための運転免許」を共同開発及び販売を行う契約を致しました。

その際、実際に活動した神川氏より、妻屋代表理事宛に「介護支援専門員の実務研修受講試験」(ケアマネ)を受験したいので、運転免許取得のために、障害者の介護を行ったので、介護を行った証明書の発行を要請された。

今回の理事会で検討した結果、介護とは“入浴”“排泄”“食事”等を行う事が介護であり、その他の意見もあり、結論として、この申し出は“受けられない”とする理事が多数を占めたため、お断りする事とした。

VI) 本部の財政について

近年、本部の財政が厳しい状況が続いている。この状況を解決するため、公益社団法人格を取得した本年、担当者を決めて寄付金等の募集を積極的に行う方向が出された。

今回は《赤城常務理事》にお願いして、進める事としたが、全理事が協力する事とした。

尚、寄付金等の要請は企業を中心で行うが、パチンコ業界に働きかけては、との意見も出され、検討して進める事とした。

VII) 法人の賛助会員の方々の全脊連のホームページの閲覧について

現在、四社が法人の賛助会員として、会費を納入していただいている。その方々にはIDパスワードを発行していないため、ホームページを見るには、現在、制約がついている状況。

一社から、パスワードの発行について問い合わせがあり、パスワードを発行するのかどうかを検討した。

年間で100,000円の会費をいただいている状況があり、希望する会社担当者には、パスワードを発行し、全脊連のホームページをいつでも閲覧できるようにする事とした。

VIII) 偲ぶ会の開催について

新田元会長が6月11日に亡くなりました。身内だけで“お通夜”“告別式”を済まされた後(6月25日前後)に新田さんの奥さんから、本部事務所に、連絡がありました。

古谷理事が新田さんと懇意にされており、古谷理事がお見舞いをされまして、その際には“ジョクソウ”“糖尿病”“結腸癌”等々を発症されており、意識もない状況であった、とのことでした。

新田元会長は“会長職”“副会長職”“本部役員”などを歴任され、全脊連の発展に大きく貢献された方なので、奥さんの意向をお聞きし“新田さんを偲ぶ会”を希望者で開催する、事とします。

尚、重要なことですが、このたび、死亡診断書を医師が書く前に奥さんが、新田さんが中心となり作成した【遺族年金の手引き】を病院のケースワーカーを通じて担当医師に渡し、診断書を作成したそうです。
診断書：死亡の原因：(ア)：直接死因：脊髄損傷後遺症に伴う呼吸不全

(イ) (ア) の原因：脊髄損傷・頭部外傷
という死亡診断書です。

※ 遺族年金支給決定を手に入れられるよう、私（古谷理事）が担当し、進める旨の報告を、今回の理事会で受けました。